

鳥取県告示第502号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成21年8月4日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社いない	スーパーホームセンターいない倉吉中央店	倉吉市下田中町947-2	平成21年8月1日	特定介護予防福祉用具販売